

東近江市能登川駅自由通路壁面広告掲出募集要項

東近江市では、市の財産を広告媒体として活用する広告事業の一環として、能登川駅自由通路の内部壁面に掲出する広告を次のとおり募集します。

1 広告の掲出場所について

(1) 広告の掲出場所

能登川駅自由通路（所在地：東近江市林町20番地9）

(2) 広告媒体

能登川駅自由通路内部壁面 掲出位置：資料1参照

(3) 施設の利用状況等

- ・能登川駅は、東近江市林町にある西日本旅客鉄道（JR西日本）東海道本線の駅です。「琵琶湖線」の愛称区間に含まれています。
- ・東近江市内で唯一のJRの駅となり、ラッシュ時を除き、日中時間帯は上り下りとも1時間あたり4本が停車します。
- ・能登川駅の1日平均旅客乗車人員は、7,201人です。（平成30年度滋賀県統計書）

2 広告の設置場所について

掲出できる場所は、自由通路の壁面のうち市があらかじめ指定した場所となります。

なお、掲出位置については資料1を参照ください。

3 広告の掲出期間について

掲出期間は1日単位とし、連続して掲出する期間は、3年間を限度とします。

4 広告の掲出料について

- (1) 掲出料は、1平方メートルあたり1日100円となります。（掲出面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、1平方メートルとして計算します。）
- (2) 掲出料は、市が指定する期日までに一括で納付していただきます。ただし、2箇年以上の会計年度にわたり広告掲出される場合は、年度ごとに納付していただくこととなります。
- (3) 特別の理由があると認めたとときを除き、途中解約に伴う掲出料の還付はしません。

5 応募条件について

- (1) 掲出しようとする広告は、事前に市の審査を受けなければ掲出することができません。また、掲出した広告の内容を変更しようとする場合も、事前に市の審査

を受けなければなりません。これらの場合において、市からの内容修正等の指示を受けたときは、これに従ってください。

(2) 広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性を持てるものとしてください。また、広告には市広告掲出問合せ先として住所、連絡先等を明記してください。

(3) 東近江市広告掲載取扱要綱（平成20年東近江市告示第244号。以下「取扱要綱」という。）第4条各号に規定する次の事項に該当する広告は、掲出できません。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 社会問題についての主義主張に当たるもの

カ 誇大又は虚偽であるもの

キ 不当な比較又は誹謗中傷となるもの

ク 市が推奨しているかのような誤解を与えるもの

ケ 美観風致を害するおそれがあるもの

コ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

サ 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの

シ 内容及び責任の所在が不明瞭なもの

ス 次に掲げる業種又は事業者に係るもの

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類する業種

(イ) 消費者金融

(ウ) ギャンブル性を有する業種（宝くじを除く。）

(エ) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者

(オ) 各種法令に違反している業種又は事業者

(カ) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(キ) 社会問題を起こしている業種又は事業者

(ク) その他実施機関が適当でないと認める業種又は事業者

セ アからスまでに掲げるもののほか、広告として適当でないと市が認めるもの

(4) 広告掲出を希望し申込みをする者（以下「申込者」という。）が広告を掲出する際に広告枠の設置を希望する場合、広告枠の構造及び広告の設置方法は、あらかじめ市と協議し承認を受けてください。

- (5) 広告は、安全が確保される方法で掲出してください。特に落下防止を考慮した構造及び取付方法で掲出してください。
- (6) 広告の設置については、高所作業で足場が必要となることから、自由通路利用者の安全確保に努めてください。
- (7) 広告の掲出及び取り外し、掲出中の広告の維持管理（破損修繕など）は、市から広告の掲出の許可を得た者（以下「広告主」という。）の責任において行うものとし、これに必要な経費（広告枠、広告の製作費用、取り付け費用など掲出に係る全ての経費）は広告主の負担とします。
- (8) 広告の掲出期間終了時は、広告主が広告を掲出している箇所の原状回復を行わなければなりません。ただし、市と協議の上、承認を得た場合はこの限りではありません。

6 応募方法について

(1) 募集期間

広告掲出の募集は、市の広報紙、ホームページ等により、期間を定めて行います。また、広告枠に空きが生じたときは随時募集し、先着順で受け付けます。

- (2) 申込者は、次の書類を東近江市都市整備部公共交通政策課へ持参又は郵送で提出してください。

- ア 能登川駅自由通路壁面広告掲出申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）
- イ 広告原稿（カラー原稿、形状及び寸法を記入）及び広告枠の構造図（寸法、材料及び壁面固定方法を記入）

7 広告主の決定及び通知について

- (1) 申込書の提出があったときは、広告内容等を取扱要綱及び本広告掲出募集要項（以下「取扱要綱等」という。）によって広告掲出の可否を審査します。
- (2) 取扱要綱等に照らして、広告原稿の修正をお願いすることがあります。修正に応じていただけない場合は、掲出の許可ができないことがあります。
- (3) 審査に合格した広告主が広告掲出可能枠を上回る場合は、次の優先順位によるものとし、同じ優先順位に属する複数の広告主がある場合は、申込書の広告掲出期間が長期の者を優先し、それでも広告主が複数となる場合は、抽選により広告主を決定します。
 - ア 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益法人及びこれに類する者の広告
 - イ 法人その他の団体（アに該当する者を除く。）及び事業を営む個人で、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する者の広告
 - ウ イに該当しない者の広告

(4) 市が申込書の内容を承認したときは、その結果を全ての申込者に能登川駅自由通路壁面広告掲出決定通知書（様式第2号）により通知します。

8 広告掲出の取消しについて

(1) 次のいずれかに該当する場合は、広告の掲出を取り消すことがあります。この場合において、既に広告を掲出しているときは、速やかに広告を撤去するものとします。

ア 市の指定する期日までに、広告掲出料を納付しないとき。

イ 取扱要綱等に従わなかったとき。

ウ 市の行政運営上、支障があるとき。

(2) 広告掲出の承認を取り消した場合、既に納付された広告掲出料は返還しません。ただし、市の都合により広告掲出の承認を取り消すときは、広告掲出料の一部又は全部を返還するものとします。

9 広告主の責務について

(1) 広告主は、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとします。

(2) 広告掲出後であっても、広告主、広告内容等が取扱要綱等に抵触することが明らかになった場合は、広告内容の修正又は掲出の停止を指示することがあります。

(3) 第三者から広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

(4) 市が広告物により損害を被った場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

10 免責事項について

市は、広告掲出中に生じた広告物の汚損、毀損、滅失等による損害及び広告物の掲出を取り消した場合等に生じた広告主の損害について、その責を負いません。

11 注意事項について

(1) 応募に要する一切の費用は、申込者の負担とします。

(2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、応募申請を無効とし、申込者を失格とします。

(3) 応募申請後に取扱要綱第4条各号に該当した場合も、応募資格を失います。

(4) 市が受理した応募書類は返却しません。

(5) 応募書類を市へ提出後に申込みを撤回する場合は、辞退届（様式任意）を市に提出してください。

12 問合せ先について

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市都市整備部公共交通政策課

電 話 0 7 4 8 - 2 4 - 5 6 5 8 / I P 0 5 0 5 - 8 0 1 - 5 6 5 8

F A X 0 7 4 8 - 2 4 - 1 2 4 9

E-mail kotsu@city.higashiomi.lg.jp

様式第1号（第6条関係）

能登川駅自由通路壁面広告掲出申込書

年 月 日

東近江市長 様

申込者 郵便番号 _____
住所（所在地） _____
氏名（名称） _____ ⑩
代表者 _____
電 話 _____
担当者名 _____
業 種 _____

能登川駅自由通路壁面への広告掲出について、次のとおり申込みます。

申込みに当たっては、東近江市能登川駅自由通路及び駅口広場条例、東近江市広告掲載取扱要綱及び東近江市能登川駅自由通路壁面広告掲出募集要項を遵守します。

また、広告の構造及び取付方法等については、安全が確保される方法で掲出することを誓約します。

広告掲出期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告掲出希望位置	
広告掲出面積	平方メートル（縦 m×横 m）
広告掲出料	平方メートル × 日 × 100円 = 円
添付資料	別添のとおり

※広告掲出希望位置:資料1 掲出位置図の①～⑩までのいずれかを記入してください。

※添付資料

広告原稿（カラー原稿、形状及び寸法を記入）

広告枠の構造図（寸法、材料及び壁面固定方法を記入）

様式第2号 (第7条関係)

能登川駅自由通路壁面広告掲出決定通知書

東 公 交 第 号
年 月 日

様

東近江市長



年 月 日付で申請のありました能登川駅自由通路壁面への広告掲出につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

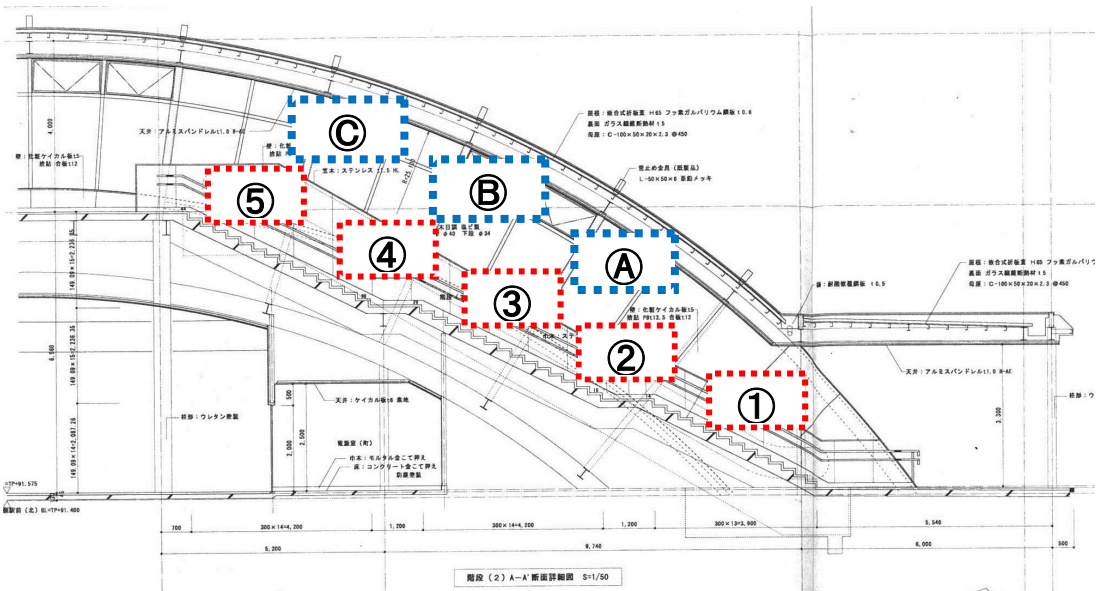
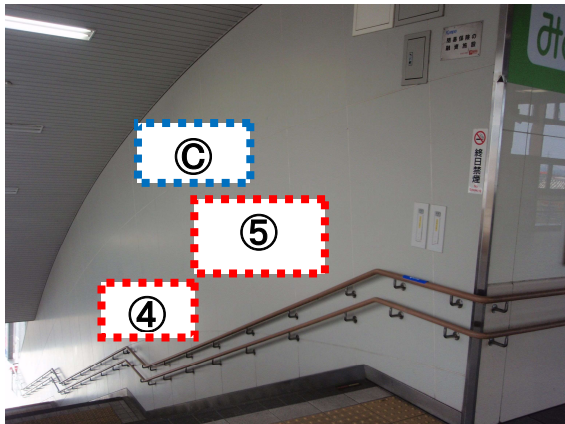
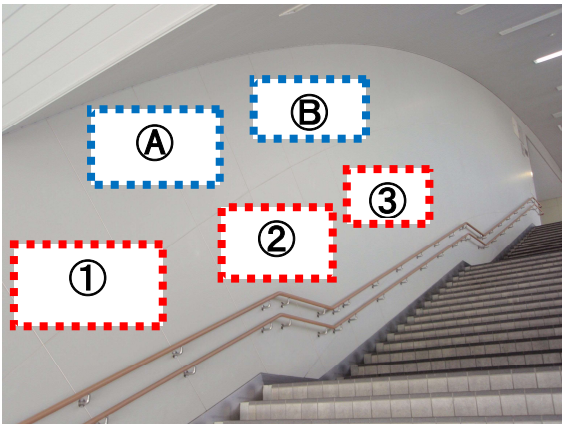
決定の区分	<input type="checkbox"/> 掲出を許可します <input type="checkbox"/> 掲出を許可しません
広告掲出期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告掲出位置	
広告掲出面積	平方メートル (縦 m × 横 m)
広告掲出料	平方メートル × 日 × 100円 = 円
許可しない理由	
その他	

- ・ 東近江市能登川駅自由通路及び駅口広場条例、東近江市広告掲載取扱要綱及び東近江市能登川駅自由通路壁面広告掲出募集要項の規定を遵守すること。
- ・ 広告掲出料は、年 月 日までに同封の納付書により納付してください。

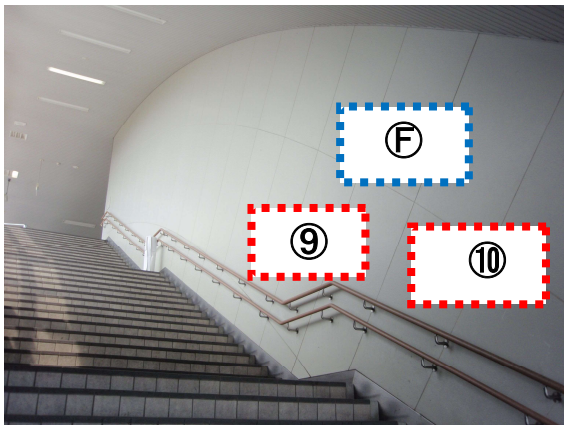
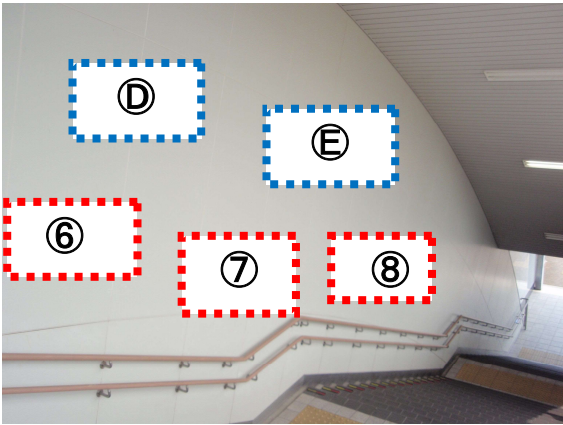
能登川駅自由通路壁面広告掲出場所

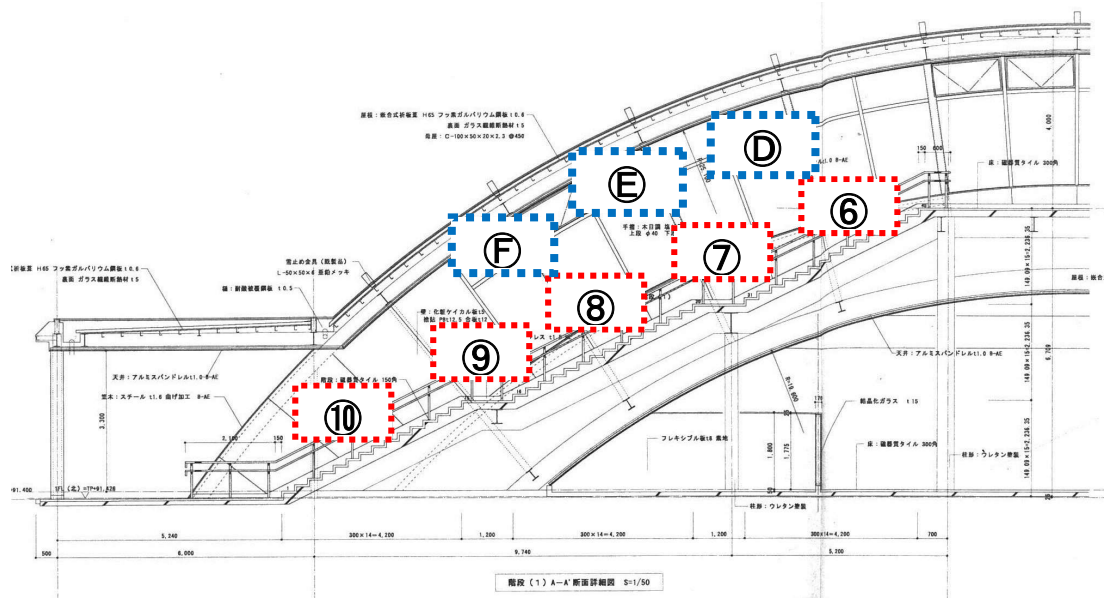
資料 1

東口自由通路 階段（エスカレーター側）【京都方面】

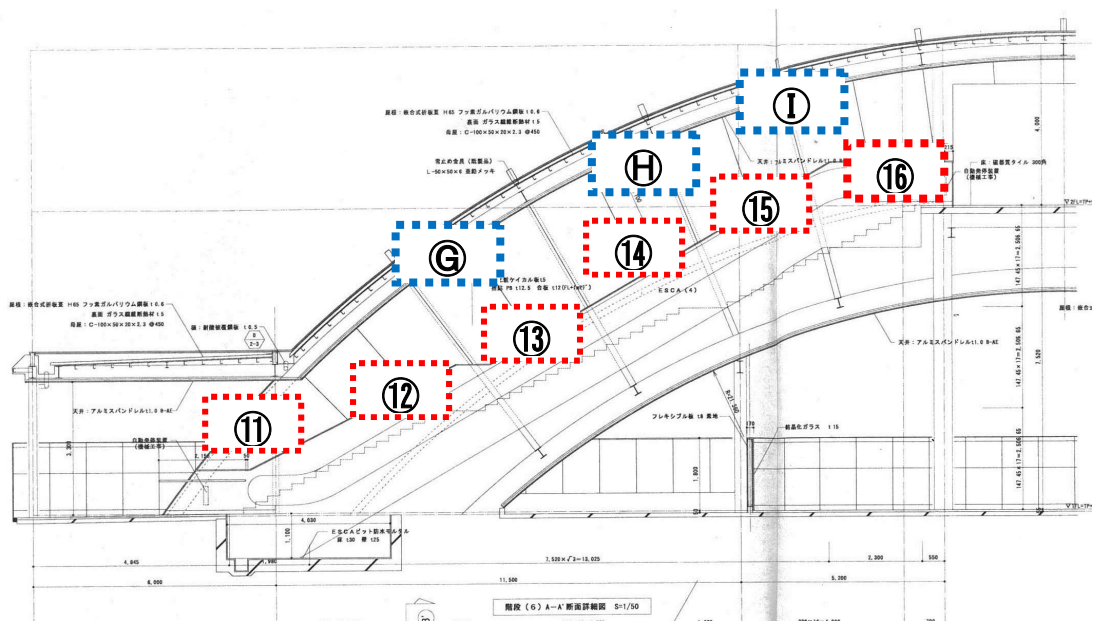
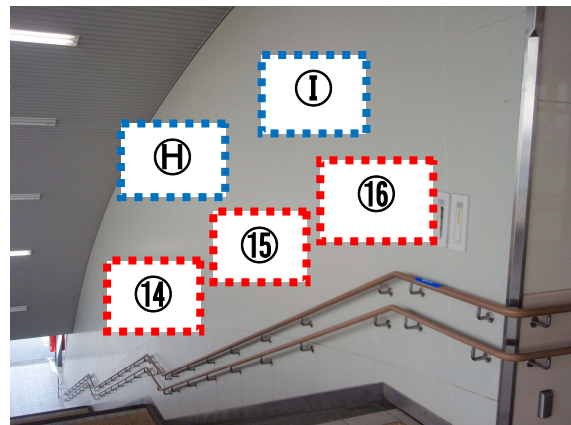
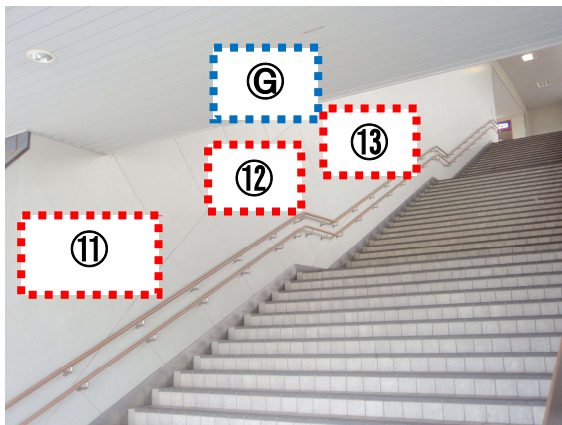


東口自由通路 階段【米原方面】

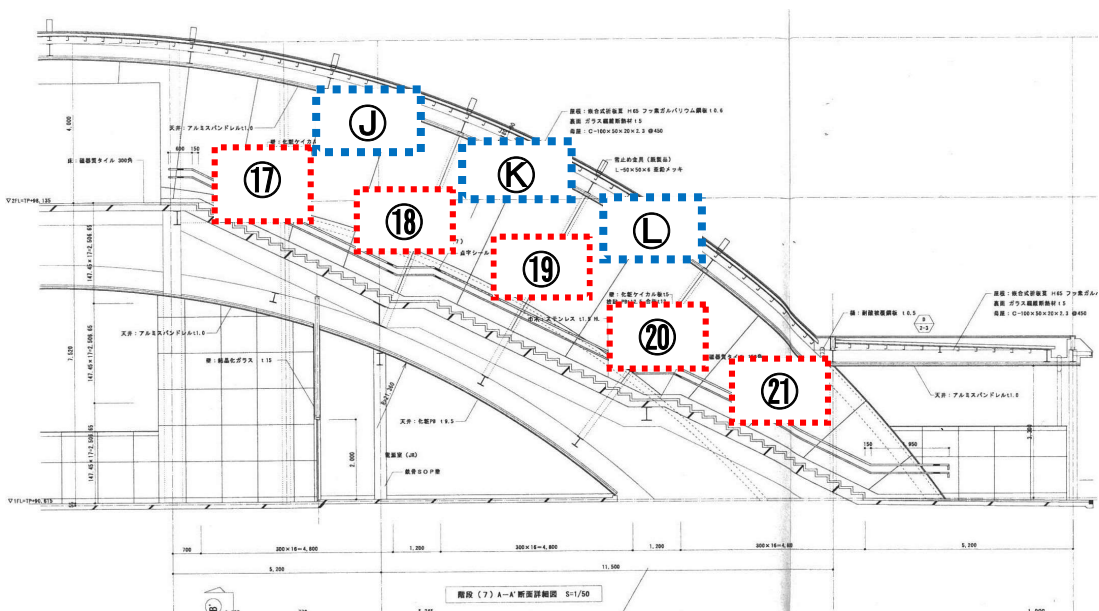
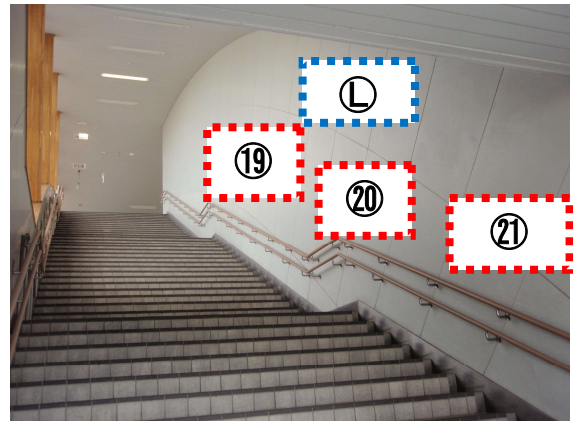
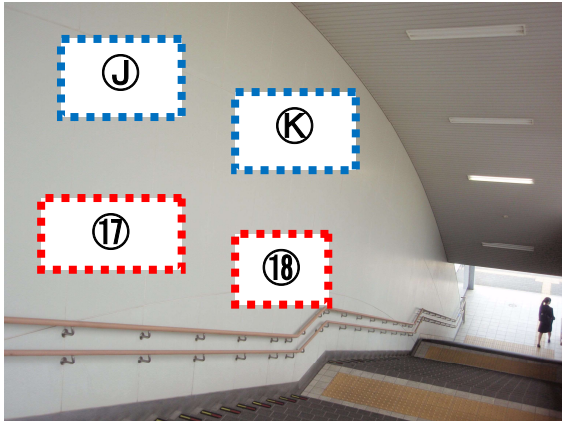




西口自由通路 階段 (エスカレーター側) 【米原方面】



西口自由通路 階段【京都方面】



自由通路西側エレベーター上

自由通路東側エレベーター上



自由通路東側

